

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/ PCDS(太平洋軍備撤廃運動)
Pacific Campaign for Disarmament and Security
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp
<http://www.jca.apc.org/peacedepot/>

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

96・97 99/7/15

¥200

破局回避した核不拡散条約(NPT)準備委員会

綱渡りの議長文書を どう活かすか

2000年再検討会議へ重い課題

NPT第3回準備委員会(5月10~21日、ニューヨーク)が、破局をかろうじて回避し議長文書を採択したことには、本誌93・94号で報告した。ここでは、107締約国が参加した同委員会で決定された事項とそこにいたる過程を整理する。何の合意もなく終了した昨年の第2回準備委員会に比べ、今回はコロンビアのカミロ・レエス議長の手腕により綱渡りながらいくつかの文書が2000年に託された。これを2000年会議でどう活かすかは、各政府はもちろん、NGO(非政府組織)にも課せられた課題である。

■2000年への決定■

まず、第3回準備委員会で決定されたことを列挙する。

①2000年NPT再検討会議は4月24日から5月19日にニューヨークで開催され、南アフリカのJ.セレビ大使が議長をつとめる。氏は、ジュネーブ軍縮会議(CD)に大使として参加してきたほか、包括的核実験禁止条約(CTBT)機関第1回準備委員会、対人地雷禁止条約オスロ会議などで議長を歴任した。

②会議は、前回の95年会議と同様に3つの主要委員会(MC)に分かれて議論をおこなう。MC I 「核軍縮」の議長にはC.レエス(コロンビア)、MC II 「保障措置」にはE・ビズネル(ポーランド)、MC III 「核エネルギー」にはM・レイマー(フィンランド)が指名された。ただしこの形態は変更の余地を残している。カナダやニュージーランドは、委員会に分けずに逐条で再検討することを主張している。

③会議の「事務局」は、NPTの寄託国(第9条2項)である英国、ロシア、米国の3国に加え、資格審査委員会や起草委員会の委員長により構成される。これらの委員長の座をめぐる綱引きが続いている。

④2000年会議の議事運営規定が、各MCが「下部機関」を設置できることが明記され、採択された。95年の「条約の再検討過程の強化」決定の第6項には、「各

「核持ち込み密約」 デンマークの教訓

真相究明が国民的和解の基礎

7月はじめにバークレー(米カリフォルニア州)のノーチラス研究所を訪問したとき、デンマーク出身のハンス・クリスティンセンから、重要な話を聞いた。

デンマーク領グリーンランドのツーレ空軍基地で1968年に起きた核兵器事故は有名である。パトロール任務中の米国の戦略爆撃機B52が緊急着陸に失敗し、水爆4個を積んだまま炎上して、 plutoniumをまき散らした。アザラシ猟の獵

師や汚染除去にかり出された建設労働者が、知らないまま被曝して近年になっても国家補償の問題が続いた。

今回の問題は、この事故がデンマーク政府が米国の核兵器の領土内持ち込みを拒否する政策をとっているなかで発生したことに関係する。つまり、核兵器が存在するはずのないところで、核兵器事故が発生したのである。その意味で、沖

4ページ左下へつづく→◆

8月は100号記念号発行準備のためお休みします。

主要委員会は特定の問題に焦点をあてて審議する下部機関を設けることができる」と明記されているが、これまでの2000年会議議事運営規定案では、委員会は「作業班」を設置できる(第34項)とする表現にとどまっていた。「作業班」との表現では不十分だとする非同盟諸国の主張が通り、議事運営規定案が修正、採択された。

⑤どのような予備文書が2000年会議に準備されるべきかとの点に関しては、「国連事務局が、CTBTその他の条約や95年の中東決議の履行についての文書を用意すること」で合意した。昨年の準備委員会ではエジプトが中東決議(イスラエルの加盟問題)に関する予備文書の必要性を主張し、これに反対する米国と対立してこの点の合意をみなかった。今回は米国が妥協した。

⑥第3回準備委員会の報告書は、後述

する議長文書を添付した形で採択された。

■2000年会議のまとめ方■

「条約の再検討過程の強化」決定は、準備委員会が2000年会議に「勧告をおこなう」(第4項)としているが、どのような勧告がどのような位置づけでなされるべきかについての各国の一致はそもそもなかった。

レエス議長は最低限、どのような形の文書が2000年会議で採択されるべきかについて意見を集約しようと試みた。

この点については「2つの文書」を採択する、との意見が多数を占めた。すなわち、「(将来に向けた)2000年の『原則と目標』」と、「95年から2000年までの条約履行状態の評価」である。南ア、米国、EU(欧州連合)諸国などが主張した。

議長はこの「2つの文書」の線で合意

をとろうと調整したが、「過去の評価と将来の展望をあわせた1つの文書」とするフランス、イラン、メキシコ、エジプトなどの抵抗にあい、失敗した。結局準備委員会は、採択すべき文書の数や形態に触れずに、2000年会議で達成するべき事柄を抽象的に再確認する文書を、2000年会議への勧告案とするにとどまった。

■実質的審議■

昨年の委員会で合意されていたわけではないが、議長は核軍縮、核分裂物質生産禁止条約(FMCT)および中東問題の3点について時間枠を設けた。

各国政府による声明や文書のほか、インドネシアが非同盟運動(NAM)を代表して、ドイツがEUを代表して、アルジェリアがアラブ諸国連盟を代表して意見を発表した。新アジェンダ連合は、32カ国

9ページへつづく ➡◆

資料

新アジェンダ声明

1999.5.12 第3回NPT再検討会議準備委員会

ルイス・トゥピー・カルダス・ドウ・モウラ
ブラジル大使が発表

1 私は、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、ガーナ、イラン、インドネシア、アイルランド、レソト、マレーシア、マラウイ、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、ナイジeria、パナマ、ペルー、フィリピン、ソロモン諸島、南アフリカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、ウルグアイ、ベネズエラ、ジンバブエの各国代表に代わって意見表明を行いたいと思います。

2 1995年、加盟国はNPTを無期限に延長しました。我々は、全国家の加盟を達成するために、あらゆる努力を尽くすことを約束しました。我々は、条約の再検討プロセスを強化しました。条約の履行を呼びかけるための原則と目的を採択しました。

3 1995年に我々が採択した決定と決議は、国際協調の新たな時代が予告している未来への期待を背景として採択されたものであります。「冷戦の終結後進行した国際的な緊張の緩和と諸国家間の信頼の強化によって、核軍縮が実質的に容易になった」と、我々は結論しました。したがって我々は、核軍縮の約束は、決意をもって遂行されるべきであると合意したのです。この目的をもって、我々は、第6条の全面的な実現と効果的な履行にとって重要であると合意された行動綱領を採択しました。さらに、核兵器国は、第6条にある「核軍縮に関する効果的な措置について誠実に交渉を行う」という責務を再確認しました。

4 翌年の国際司法裁判所の勧告的意見は、全会一致で次のように結論しました。すなわち、「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在する」と。

5 しかしながら、1995年に設定された核軍縮目標に照らしてのバランスシートは、十分なものではありませんでした。我々は、包括的核実験禁止条約(CTBT)を採択しました。残念なことに、核分裂性物質条約に関する交渉は、まだ行われていません。消極的安全保障に関する国際的に法的拘束力のある条約は、見通しが立っていません。

6 そもそも我々は、仕事を終えていないのです。核分裂性物質条約に関する交渉の即時開始と早期締結は、明確な最優先事項です。CTBTの発効と加盟促進、およびその目的や規定の厳格な遵守もまた同様です。そして消極的安全保障に対するさらなる追求が続けられなければなりません。

7 地域的には、非核地帯の一層の発展、とくに南半球と隣接地帯を非核化する動きにおいては、前進がみられました。

8 核不拡散の目標が臆面もなく無視された南アジアにおいては、厳しい後退がありました。中東は依然として、非常に憂慮すべき状態です。朝鮮半島における動向は、継続的で細心の注意が必要とされます。

9 別の側面からみれば、二国間の戦略兵器削減条約(START)プロセスの可能性があります。核戦力削減交渉にやがて継ぎ

目なく統合してゆくことを容易にするような歓迎すべきステップが、いくつかの核兵器国によって踏み出されました。しかし、不幸なことに、STARTII批准は凍結しています。このことによって、STARTIIIに関する交渉の開始も妨げられています。

10 これらすべての展開を考慮すると、NPTのすべての義務を履行する努力のペースはにぶい、という明白な結論を下さざるを得ません。その結果、核兵器の究極的廃絶を達成するために必要な措置に関する交渉は、深刻な赤字状態であります。

11 条約上の義務とは、第6条の義務と1995年の原則と目標にしたがって核兵器を全面的に廃絶するという急を要する義務であると、核兵器国が考へている証拠が見あたらないことは、深刻に憂慮すべき事態です。逆に、核兵器の継続的な保有が再び正当化されてきました。核ドクトリンが再確認されてきました。すべてのNPT加盟国が核兵器の廃棄に決意をもってとり組むと合意した、まさにそのときに、このあります。

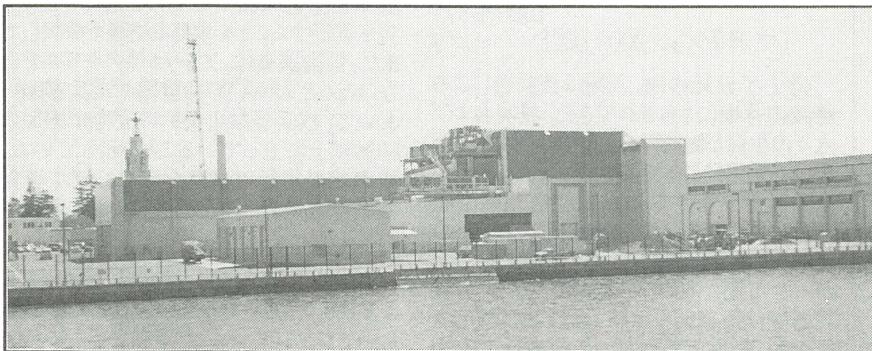
12 NPTの無期限延長は核兵器の無期限の保有を正当化しません。われわれは、絶対にこの点を明確にすべきです。限りない将来にわたって核兵器の保有が正当であると見なされるような見通しをもって、我々は次の千年期に入ってはなりません。

13 NPTのすべての条文は、すべての加盟国に関して、つねに、あらゆる状況において拘束力をもつことが強調されなければなりません。

14 NPTの非核兵器国は、核兵器保有の選択肢を捨てるという義務を負いました。その決定は、保有核兵器を廃棄するという核兵器国の方的拘束力ある約束に対応してなされたのです。

15 しかし、NPTにおいて取り決められた、

原子力空母母港とサンディエゴ市民



ダクトのある建物はCIF(コントロールド・インダストリアル・ファシリティ)——原子炉の部品等の修理、放射性廃棄物や冷却水等の処理をする管理された工場施設。

飛行機から、町のすぐ対岸に停泊している原子力空母ステニスが見えた。サンディエゴ平和資料センターのキャロル・ジャンコウさんと、サンディエゴ湾の

基地全体を一望できるポイント・ロマという高台の公園から眺めると、正面にはノースアイランド飛行場、そのむこうに空母の基地、左手下に原潜の基地、右手

この基本的で、ほぼすべての国が参加した約束は、遂行されようとしていません。その明白であいまいさを残さない義務は、じゅうぶんの意欲をもって実行されようとはしていません。五大国が無制限に核兵器を保有できる一方で、180以上の国が、同じ条約にしたがって核兵器保有を抑制するというような世界秩序は、受け入れられないものであります。核兵器廃棄の過程が、相当に目に見えて加速し、よりよい調和が得られるという見通しがなければなりません。

16 同じく、一つの国家集団が条約の義務を履行するペースを独自に決めるることはできないということは、相互に合意された義務に基づくいかなる条約においても、本来的な事項であります。究極的な核兵器の廃絶という期限のない目標を復唱するだけでは、2000年にはもはや不十分であります。核兵器の全廃を迅速に遂行するという、明白であいまいさのない誓約を確保しなければなりません。

17 そして、この明確な約束にしたがって、早期に核の脅威を軽減し、すべての側面においてNPTを完全に履行するために要求される措置に関する合意することが必要であります。このような措置は、核兵器を伴う世界を捨て去って二度ともどらないようにするための過程の要素となるにちがい無いものです。それらは、現実的でかつ達成しうるものでなければなりません。

18 二国間、複数国間、多数国間の努力のあいだには適切な調和が保たれる必要があります。それらは、相互に補強され、並行して遂行されるべきであります。STARTプロセスの継続的な遂行は基本的なものであり、米国とロシアにこのプロセスに対する障害を克服するよう我々は求めます。また他の核保有国は、自国の核兵器の廃棄につながるプロセスに継ぎ目なく統合して行

くような、必要な措置をとるべきであります。全面的かつ最終的な核兵器の廃棄のためには、多数国間の協定が必要とされるであります。

19 また、核兵器の脅威を減らし、安全保障戦略における核兵器の役割を軽くする観点から、核保有国がとるべき中間的な措置が多数存在します。たとえば、核兵器の警戒態勢の解除や運搬手段からの弾頭の除去、非戦略核兵器への依存の軽減、さらに、戦略的な安定性を高める措置の早期の検討とそれに応じた戦略ドクトリンの見直し、などであります。NPTに加盟している非核兵器国に対する核兵器の使用や使用の脅威に関して、法的拘束力のある条約を発展させなければなりません。すなわち消極的安全保障であります。

20 すべての核兵器国は、保有核兵器や核分裂性物質の貯蔵量に関する透明性を確保し、必要分を超えた余剰核分裂性物質をIAEAの保障措置のもとに置くことにとり組むべきであります。

21 NPTに加盟していない国は四カ国のみであります。そのうち三ヶ国は核兵器能力をもっています。昨年、そのうちの二カ国が核実験をおこない、それらの国は、「最小限信頼性抑止」という正当化を、お互いに言い合いました。三つ目の国はその地域では唯一NPTに加盟していない国であります。我々は、それらのすべての国に対し、無条件に、かつ遅滞なくNPTに加入し、すべての核施設をIAEAの完全な保障措置のもとに置くことを要求します。

22 我々はまた、未だそうしていない国に対して、CTBTに迅速に署名し、無条件にかつ遅滞なく批准すること、そして条約が発効するまでのあいだ、核実験の一時停止を遵守すること、を要求します。

かなたには水上部隊の基地が見える。サンディエゴ湾全体に基地が点在していて、横須賀と比べ、とにかく広く大きい。

二日目の午後、港見学のクルーズ船に乗って、海上のすぐそばから、原子力空母の基地を見た。目の前に昨年できたばかりのCIF(コントロールド・インダストリアル・ファシリティ、写真)が建っている。多くのダクトがついていて、見るからに放射能関係施設という感じである。手前には放射性廃棄物保管庫と思われる建物があった。このCIFが原子力空母の母港には、必須の施設なのである。このCIFができたことにより、原潜の放射性廃棄物や冷却水等の処理もここでおこなわれるようになる可能性もある、とキャロルは指摘する。

前後するが2日目の午前に、キャロルとともにサンディエゴ環境と健康を守る

4ページへつづく →◆

23 国際安全保障構造を形成する、現存するすべての基本的な二国間、多数国間条約が、維持され、かつ支持されることが不可欠であります。

24 これらのすべての手段が、2000年とそれ以降のアジェンダの要素を構成するであります。我々は、これらがすべてが網羅されていると主張するつもりはありません。多くの代表から他にも建設的な提案がなされています。しかし、われわれが今日主張していることは、われわれが直視しなければならない重要な要素ばかりであります。

25 議長。この声明が代表するところの国家グループは、1998年の国連総会第一委員会において、一つの決議草案を上程しました。それは、核兵器のない世界を達成するために追求されなければならないアジェンダを提起しています。その決議は、国連加盟国の大多数、すなわちこの条約の加盟国の大多数によって、総会において採択されました。これらの提案に盛られた考え方に対する国際社会がすでに与えている支持に鑑みれば、これらの提案は、準備委員会あるいは再検討会議が作成する将来計画の文書のために考慮されなければならない目標を定式化する際に、加盟国の指針となるべきであります。私は、決議53/77Yの文書が、この準備委員会の公式文書として配布されることを要求します。

26 さらに、われわれはみな、かつてなかつたほど、建設的であり、創造的であり、精力的な取り組みをしなければならないでしょう。NPTの比類のない必要性は変わりません。しかし、政策においても、誓約においても、軍縮プロセスの再活性化へ、明確な移行が必要であります。そして、すべての加盟国は、NPTを前進させることによって、みずからその一員であることを示す義務を負っているのです。(訳:西平等、梅林宏道) ◎

会の事務所で同会のメンバーであるローラ・ハンターさんと会った。サンディエゴは93年に原子力空母一隻の母港化計画が発表され、市民団体はネバの手続きを通して母港化に反対した。しかし98年9月にまず一隻のステニスが母港化されてしまった。現在あと二隻分の桟橋を隣接地に作り、三隻の原子力空母の母港とするという計画が進行中でこの日最終環境評価書が同会に届いたところだった。同会らは、情報公開法を通じて入手した膨大な資料、専門家の意見書を駆使して、海軍の評価書案に反論を加えるとともに原子力空母母港が市民に与える様々な危険性についてのキャンペーンを展開してきた。

彼女から情報公開法で得た最新の原子力艦船の事故情報、低レベル被爆の労働者、住民等の健康への影響の論文、原子力関係施設等の資料をもらい、またステニスには、乗組員の急性放射能障害を防ぐためのヨウ化カリウムが配備されていること、多数の油漏れ事故や、最近の潜水艦救難船の大量水銀漏れ事故等、港内の汚染はひどいことを等を聞いた。

まさに、彼女たちサンディエゴの市民団体は、横須賀より10年進んだ状況の中でわれわれと同じ視点で、精神的に運動を進めている。太平洋の反対側に強力な仲間を発見した気持ちで、重い資料の束を手に、事務所を後にした。Ⓜ

繩沖で水爆1個を水中に落下させる事故を起こした後、そのまま横須賀に寄港した1965年12月の米空母タイコンデロガ事件と似ている。

デンマークでもそれ以来、核持ち込みの密約問題が、ずっと政治争点となってきた。デンマーク市民は政府は嘘をついているという不信感を増幅させてきた。

その状況に転機をもたらすことが、1995~97年に起こった。それは、1995年、デンマーク政府が、米国に核兵器の持ち込みを容認していたことを示す1957年の極秘の公文書が暴露されたのである。政府が、国民への説明と米国への態度を使い分けている二枚舌の政策が暴露されたのである。

ここまでであれば、事情は日本とそっくりであると言える。

しかし、日本とちがってデンマークで

アボリション2000・ハーグ宣言

新しい千年期を求めて

1999年5月

「アボリション2000」総会(ハーグ)

過去半世紀の間、人類は核兵器による絶滅の脅威にさらされてきた。環境および人々の生命と健康は、核兵器の開発、実験そして使用によって破壊されるか、あるいは悪影響を受けてきた。世界各地の平和運動は、地球からこの脅威を取り除くために闘ってきた。情報をもち、行動に立ち上がった市民からのこのような圧力の下、核兵器国は最終的には核兵器を廃棄すると繰り返し約束してきたし、その趣旨の条約に署名さえしてきた。

しかし核兵器国は、その核兵器を放棄する方向へいかなる措置をもとつて来なかつた。その代わりに、それらの国々は、核兵器の開発とこれらの兵器の第一使用(先制使用)という選択肢を含む核抑止政策を継続している。それらの国々はまた、新しい核兵器の研究、実験、および開発に何十億ドルもの出費を続けている。これらの計画による脅威は、冷戦の終結の時点では減少したが、しかしロシアの指揮・管制システムの劣化とNATOの拡大、バルカン半島諸国での戦争、そしてアジアにおける核拡散の結果として、再び劇的に増大してきた。この脅威は、コンピュータの「千年期欠陥問題」が21世紀に入ろうとする核兵器システムに影響を及ぼすとき、さらに増幅しうる。

地球から核兵器をとり除くための国際外交の失敗に直面して、1995年の核不拡散条約再検討・延長会議に集まつた市民団体は、西暦2000年までに核兵器廃絶条約の締結につながる交渉を開始することで、このNPT条約の下での軍縮義務を履行するよう国々に要請する声明を出した。1,400以上の団体がこれまでこの声明に賛同し、「アボリション2000」ネットワークを構成している。

この国際的な運動は、核兵器による威嚇あるいはその使用は一般的に違法であり、完全核軍縮に関する交渉を完結する義務が存在する、という1996年の国際司法裁判所(ICJ)の判断によって勢いを増してきた。

は、政府が国民の積年の疑惑を清算するために、独立の民間研究所「デンマーク外交政策研究所(DUPI)」に外交文書の閲覧を許し、真相究明を委託したのである。1年半をかけて1997年1月17日、DUPIの「ツーレ事態白書」が発表された。白書は、すべてが明らかになった訳ではないとしながらも、1957~68年のあいだ、社会民主党、自由党、急進自由党など歴代の首相や閣僚の多くが、米国の核兵器持ち込みを知りながら国民を騙していた可能性が濃厚である、という調査結

国連総会とヨーロッパ議会は、ともに、核兵器禁止条約に関する交渉を通じてICJ決定を実行することを求める決議を採択してきた。世論調査は、アメリカやイギリスを含むほとんどのNATO加盟国や核兵器国において、核兵器禁止条約の支持が国民の80%以上に上っていることを示している。核廃絶の実行可能性を示すモデル核兵器禁止条約は、現在国連によって回覧されている。

1999年5月、8,000人もの人々がハーグに集まり、21世紀の平和と正義のための新しいアジェンダ、ハーグ平和アピール(HAP)を打ち出した。1999年HAP会議でその年次総会を開いたアボリション2000は、下記の内容で、すべての人々が核の脅威を減らしとり除くために行動するよう、緊急の要請を行う。

- a. あなたの政府に核兵器禁止条約を求める国連決議を支持するよう求める。
- b. 核兵器国に、直ちに核兵力の警戒態勢を解除し、核兵器禁止条約につながる交渉を開始するよう要請する。
- c. 核兵器廃絶のための行動と教育とロビーイングの国際週間である、2000年3月1日から8日までの「世界アボリション・デー」に参加する。
- d. その他の軍縮デーに参加する。(詳細なリストは本誌95号に掲載)
- e. 核不拡散条約加盟国に、2000年のNPT再検討会議で核兵器廃絶条約に関する交渉を開始することに同意することで、加盟国の軍縮義務を履行するよう要請する
- f. 地方自治体に核兵器禁止条約を支持する決議を採択するよう要請する
- g. 世纪の変わり目までに、賛同団体が2000に達するように、他の団体に、ネットワークを築く働きをしている「アボリション2000声明」にサインするよう求める。

新しい千年期の夜明けは、核兵器のない世界を達成する方向へ大胆に歩を進めるとでなくてはならない。私たちはすべての人に、私たちがそうすることを支援してくれるよう要請する。(訳:坂井正明) Ⓜ

果を明らかにした。

クリスティンセンによれば、米国はこの真相究明措置を妨害するどころか歓迎したという。

日本政府が、核兵器政策において国民の信頼をとりもどすためには、日本においても中立機関による真相究明が不可欠であろう。米国の戦術核兵器が撤去されている現在が、その好機である。

その意味で、デンマーク語の堪能な人による経過の正確な調査が望まれる。(梅林宏道) Ⓜ

周辺事態法「自治体・民間協力」マニュアル案

5月28日に公布された周辺事態法の第9条「自治体・民間への協力要請」規定についての解説文書案の主要部分を掲載する。この文書は、協力要請規定の明確化を求める自治体や国会審議での意見を反映して作成されたものであり、現在この文書をもとに政府が自治体と意見交換をおこない、詰めの作業を進めている。資料末尾の連絡先に、自治体や市民の意見を届けることができる。

周辺事態安全確保法第9条(地方公共団体・民間の協力)の解説(案)

平成11年7月
内閣安全保障・危機管理室
防衛庁
外務省

(略)

1. 周辺事態安全確保法第9条について

(1) 法律における規定(略)

(2) 規定の基本的な趣旨

(略)

協力要請の方法として、本法では、2つの方法が定められている。「協力を求める」場合(第9条第1項)と「協力を依頼する」場合(第9条第2項)である。(本資料では、協力の求めと依頼をあわせて、便宜的に、協力要請と呼んでいる。)

第9条第1項は、地方公共団体の長の有する権限の行使、例えば公共施設の使用に際しての許可について、「協力を求める」ことができる旨を規定するものである。協力の求めを受けた地方公共団体の長は、求めのあったことを前提として、権限を適切に行使することが法的に期待される立場に置かれることとなる。これを一般的な協力義務と呼んでいる。

一方、第9条第2項は、上記の権限行使以外の事項、例えば人員・物資の輸送について、国以外の者に「協力を依頼する」ことができる旨を規定するものである。この場合、協力の依頼を受けた者は、自らの判断で輸送契約の締結等の対応を行えばよく、何ら協力義務を負うものではない。

最後に、第9条第3項において、協力により損失が生じた場合の財政上の措置について規定を設けている。

(3) 第9条第1項の解説(地方公共団体の長に対する協力の求め)

① 「関係行政機関の長は」

協力を求める主体は関係行政機関の長であり、例えば港湾施設の使用については、運輸大臣が協力を求めることになる。(詳細は、3.(2)参照。)

② 「法令及び基本計画に従い」

関係行政機関の長が協力の求めを行うにあたり、現行法令(条例を含む。なお、「現行」とは現時点ではなく、当該求めを行う時点を意味する)に従うことは当然である。本項の協力の求めは、現行法令に基づき地方公共団体の長が有する権限の適切な行使を求めるものであり、例えば許可基準を満たさない場合に許可をする等、現行法令を超えた対応を求めるものではない。

また、協力の求めは、閣議決定される基本計画(第4条)に、その種類・内容等を定めた上で、これに従って行う。協力の求めの内容は、事態毎に異なるものであるため、法律においては、どのような項目があるのか予め具体的に列举していないが、個別の事態に際しては、基本計画においてその種類・内容等を可能な限り具体的に明らかにし、関係行政機関の長がその範囲内で協力を求めることとしているものである。(詳細は、3.(1)参照。)

③ 「(地方公共団体の長)の有する権限の行使について」

協力の求めは、現行法令に基づき地方公共団体の長が有する権限の行使について行うものであり、本法により地方公共団体が現行法令を超えた対応を求められるものではない。

こうした権限の行使としては、港湾施設の使用のほか、例えば、空港施設の使用、建物・設備の安全確保のための許認可等が考えられる。(詳細は、2.(1)参照。)

- ④ 「地方公共団体の長に対し、…必要な協力を求めることができる」
関係行政機関の長は、必要な場合、地方公共団体の長に対して、協力を求めることができる。この場合、求めの相手方は、権限を有する地方公共団体の長自身となる。(詳細は、3.(2)問2参照。)

こうした協力の求めのあった場合、地方公共団体の長は、求めのあったことを前提として、権限を適切に行使することが法的に期待される立場に置かれることになる。これを、一般的な協力義務と呼んでいる。

例えば、公共施設の使用許可であれば、施設能力を超える等の正当な理由のない限り、周辺事態への対応の緊要性にかんがみ、協力の求めに応じて許可がなされることが期待される。他方、あくまで既存の法令に基づく権限の適切な行使ということであるので、法令を超えた対応が求められるわけではない。(詳細は、4.(1)参照。)

なお、国からの協力の求めに応じて地方公共団体の長が権限を行使した場合、例えば、許認可事務における手数料などは、通常通り支払われることになる。

問1 「一般的な協力義務」とは何か(協力を拒否することはできるのか)

一般的な協力義務とは、政府全体として対応を行っている周辺事態に際して、閣議決定された基本計画を踏まえて協力の求めがなされた場合、かかる求めがあつたことを前提として、権限を適切に行使することが法的に期待されるということであり、例えば公共施設の使用について許可を行う義務が生じるということではない。

従って、例えば使用内容が施設の能力を超える場合等、正当な理由がある場合には、地方公共団体の長は協力を拒むことができる。拒否の事由が正当な理由にあたるか否かは、個別具体的な事例に即して、当該権限について定められた個別の法令に照らして判断されることになる。

問2 協力拒否に対して制裁的措置がなされることがあるのか

本法では、協力拒否に対する罰則等の規定は設けておらず、法令に基づく対応がなされる限り、制裁的措置がとられることはありえない。

なお、地方公共団体の長の対応が本法以外の個別法令に違反する場合には、停止・変更命令等の措置をとることができるとの規定が置かれているケースがあり、これらの規定による措置がとられるることは考えられる。

(4) 第9条第2項の解説(国以外の者に対する協力の依頼)

① 「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い」

「関係行政機関の長は」、「法令及び基本計画に従い」については、第1項の規定と同様である。

② 「前項に定めるもののほか、…国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる」

第2項の協力依頼の対象となる事項は、第1項に定められる「地方公共団体の長の有する権限の行使」以外の事項全般であり、例えば、民間輸送業者に対して人員・物資の輸送を依頼すること、民間医療機関に対して傷病者の受入を依頼すること等が考えられる。

また、第2項における「国以外の者」とは、民間輸送業者や民間医療機関等の一般私人に限定されるわけではなく、地方公共団体に対して「権限の行使」以外の内容につき協力を要請する場合には、第1項ではなく、第2項に基づき協力を依頼することになる。例えば、地方公共団体がバス事業や病院事業を営んでいる場合において、人員・物資の輸送や医療につき、一般私人に対すると同様に、地方公共団体に対して協力依頼を行うことが考えられる。(詳細は、2.(2)参照。)

このような協力の依頼を受けた場合、依頼を受けた者は、自らの判断で輸送契約の締結等の対応を行えばよく、何ら協力義務を負うも

のではない。(詳細は、4.(2)参照。)

依頼に応じて契約の締結等を行う場合において、対価その他の契約内容等は、契約当事者間の合意による等、周辺事態以外の通常の場合と同様に定められることとなる。例えば、国が民間輸送業者と輸送契約を締結する場合においては、国は当然適切な対価を支払うものであり、米軍が契約を締結する場合も、米軍が適切な対価を支払うこととなる。

問1 協力を拒否することができるのか

政府としては、周辺事態に際して協力の依頼がなされた場合、依頼を受けた者がこれを踏まえ、できる限り協力に応じていただくことを期待しているが、何ら協力義務が発生するわけではない。例えば、医療機関における患者の受入について協力依頼があった場合には、患者の受人について法律上の協力義務が発生するわけではなく、周辺事態以外の通常の場合と同様、医療機関側において、自らの判断に従って対応することとなる。

また、協力拒否に対する制裁的措置がとられることはないことは当然である。

問2 協力依頼を行うのは、国による対応が不可能な場合に限られるのか(例えば、公立医療機関・民間医療機関への協力依頼は、自衛隊の医療機関やこれ以外の国立医療機関における対応が不可能な場合に限られるのか)

周辺事態に際しては、政府全体として対応措置を実施し、必要ある場合に国以外の者に対して協力依頼を行うものであり、一般的には、国による対応が優先することが想定されるが、これは必ずしも、国による対応が不可能な場合に限って協力依頼を行うということではない。

例えば、医療機関の場合、開設主体の観点からみれば、一般的には、自衛隊の医療機関、これ以外の国立医療機関、公立医療機関、民間医療機関という順序になると考えられるが、具体的に如何なる医療機関に対して協力依頼をするかについては、傷病者の状況、協力依頼をする地域における医療機関の状況等を加味し、総合的に勘案して決定されることとなると考えられる。

(5) 第9条第3項の解説(協力による損失に関する財政上の措置)

国が、第9条第1項に基づく協力の求め又は第2項に基づく協力の依頼を行い、これに応じた地方公共団体または民間の者が、協力と相当因果関係のある損失を受けた場合、国が必要な財政上の措置を講ずることを定めるものである。

但し、第9条第3項に定める損失が発生することは、通常は考えにくいと思われる。例えば、協力の依頼を受けて物資の輸送を行いう場合、まず、輸送契約の相手方がその対価を支払うことになると考えられる。また、輸送中の事故による損失についても、一般には、輸送契約で定められるところに従い、保険でカバーされるものであり、その保険料は契約上の対価に含まれると考えられる。第9条第3項は、このような対価をもってしてもなおカバーされないような特別な損失が生じた場合、例えば、保険によっても填補されないような損失が万一生じた場合において、これに対して国が財政上の措置を講ずることを定めたものである。(詳細は、5. 参照。)

2. 要請される協力の具体的種類・内容

(1) 地方公共団体の長に対して求める協力項目例(第9条第1項)

協力の内容については、事態毎に異なるものであり、予め具体的に確定される性格のものではなく、以下のものに限られないが、例えば次のような例が想定される。

○地方公共団体の管理する港湾の施設の使用

例えば、自衛隊艦船又は米軍艦船が、地方公共団体の管理する港湾に入港し、係船岸壁等の港湾施設を使用しようとする場合に、施設の使用に際しての許可(港湾法第34条において準用される第12条に基づき、地方公共団体の条例で定められる)について協力を求めることが想定される。

このような協力の求めがなされたとき、港湾管理者は、求めがあつたことを前提として、港湾法及び条例に基づき、許可権限を適切に行

使することが期待される。

競合する民間船舶に対して既に使用を許可している場合には、港湾管理者は、これを強制的に排除することを求められるものではないが、民間船舶との調整を行うことはあり得る。(詳細は、4.(1)問2参照。)

港湾管理者による調整によっても民間船舶の了解が得られない場合においては、港湾管理者による要望を踏まえ、国が直接、既に使用許可を得ている民間船舶又は競合する許可申請を行っている民間船舶に対して、使用内容の変更等について、第9条第2項に基づく協力の依頼を行うこともあり得る。

○地方公共団体の管理する空港の施設の使用

例えば、自衛隊航空機又は米軍機が、地方公共団体の管理する空港に離着陸しようとする場合に、施設の使用に際しての権限行使(航空法第54条の2に基づき、地方公共団体の条例で定められる)について協力を求めることが想定される。

このような協力の求めがなされたとき、空港管理者は、求めがあつたことを前提として、航空法及び条例に基づき、許可権限等を適切に行使することが期待される。

競合する民間航空機に対して既に使用を認めている場合には、空港管理者は、これを強制的に排除することを求められるものではないが、民間航空機との調整を行うことはあり得る。

空港管理者による調整によっても民間航空機の了解が得られない場合においては、空港管理者からの要望を踏まえ、国が直接、既に使用を認められている民間航空会社等に対して、使用内容の変更等について、第9条第2項に基づく協力の依頼を行うこともあり得る。

○建物、設備等の安全等を確保するための許認可

例えば、国が燃料の貯蔵所を新設しようとする場合に、消防法第11条に基づく危険物貯蔵所の設置許可について協力を求めることが想定される。

なお、火薬類取締法上の火薬庫の設置許可については、一般には地方公共団体の長の権限であるが、自衛隊(防衛施設庁を含む)が設置しようとする場合においては通商産業大臣の承認を求めることがされており(火薬類取締法第12条、自衛隊法第106条第2項、自衛隊法施行令第127条)、協力要請の問題とはならない。

また、この他、建築基準法等に基づく許認可について協力を求めることが想定される。

なお、車両制限令については、車両制限令第14条及び車両の通行の許可の手続等を定める省令第4条に該当する米軍の車両及び自衛隊の車両は適用除外となるため、車両制限令に規定する制限値を超える車両の通行に際し必要となる道路法第47条の2の許可については、これらの車両につき協力を求めることが想定されない。

○消防法上の救急搬送

例えば、米軍、自衛隊、避難民、救出された邦人の中の傷病者で、緊急に搬送することが必要である者に関して、消防法に基づく救急搬送を行うことについて協力を求めることが想定される。(なお、当然ながら、米軍、自衛隊の傷病者については、一義的には米軍、自衛隊により対応されるべきものである。)

(2) 国以外の者に対して依頼する協力項目例(第9条第2項)

(1) 同様、予め具体的に確定される性格のものではないが、例えば次のような例が想定される。

① 民間に對して依頼する項目の例

○人員及び物資の輸送に関する民間運送事業者の協力

例えば、

- ・人員、食料品、医療品等を米軍や自衛隊の施設・区域と港湾、空港との間で輸送すること
- ・傷病者(米軍、自衛隊、避難民、救出された邦人等)を病院まで搬送すること(消防法に基づく搬送を除く)
について、民間運送事業者に依頼すること等が想定される。(本項末の問も参照)

○廃棄物の処理に関する関係事業者の協力(略)

○民間医療機関への患者の受入(略)

○民間企業の有する物品、施設の貸与等(略)

○地方公共団体の管理する港湾・空港の施設の使用に関する民間船社・民間航空会社の協力

地方公共団体の管理する港湾・空港の施設の使用許可等について協力を求める場合において、これに関連して、国から民間船社・民間航空会社に対し、使用内容の変更等につき協力の依頼を行うことがあり得る。(1)参照。

②地方公共団体に対して依頼する項目の例

○人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力

例えば、地方公共団体がバス事業を営んでいる場合、その他輸送手段を有する場合において、その保有する輸送手段での輸送を依頼することが想定される(輸送の内容については、①の民間運送事業者の場合と同様)。

○地方公共団体による給水(略)

なお、新たに水道管を敷設して給水を行うといったことは、対処に要する時間を考えるとより可能性が低いとは思われるが、これについても排除するものではない。

○公立医療機関への患者の受入(略)

○地方公共団体の有する物品の貸与等(略)

・体育館・公民館等の施設(教育委員会が管理)の目的外使用の許可について協力を依頼すること等が想定される。

なお、目的外使用に係る協力は、当然ながら、本来の目的に支障を生じない範囲で行われることを想定しており、学校施設のように恒常に使用される施設につき協力を依頼することは、一般には想定し難いと考えている。

問 危険な地域への武器・弾薬の輸送を依頼することもあるのか

輸送する物資の内容については、特に限定するものではなく、武器・弾薬についても排除されない。

民間運送事業者に対して輸送協力を依頼する際には、地域としては、主として我が国領域内の輸送が想定される。公海上の輸送も排除されるものではないが、現に戦闘行為が行われている地域又はそのおそれのある地域への輸送を依頼することは想定していない。

また、安全確保のための配慮事項を基本計画に盛り込んで閣議決定した上、協力を依頼する際には安全確保のためのマニュアルを提供するとともに、事態の変化等について最新の情報提供を行うなど、政府として、安全について万全を期していくものである。

なお、いったん輸送協力を依頼した後に状況が変化し、事業者が途中で引き返すようなケースについても、事業者が損失を被ることのないよう上記マニュアルに所要の事項を記載し、また、仮に損失が生じた場合には第9条第3項に基づく財政上の措置を講ずる等、政府として適切に対処することとなる。

3. 協力要請のプロセス

(1) 基本計画について

(略)

基本計画には以下の事項が記載される。

○協力の種類及び内容

協力の種類・内容についての一般的な記載であり、例えば「地方公共団体の管理する公共施設の使用許可」「民間運送事業者による人員及び物資の輸送」といった項目名のみならず、おおよその地域、規模といった主要な事項についても、また、可能な場合には個別の施設名を含め、個別具体的なニーズ等にもよるが、できる限り具体的に明らかにすることとなる。他方、例えば、施設の使用期間、使用範囲等といった具体的な協力の詳細については、関係行政機関の長が具体的な協力の求めを行う段階で明らかにすることになると考えられる。

○協力に関する重要事項

協力の種類・内容のほか、特に記載する必要のある重要事項につ

いて記載がなされる。例えば、民間運送事業者の輸送について、「地域としては、主として我が国領域内であること。公海上の輸送も排除されるものではないが、輸送を行う者の安全性に十分に留意し、現に戦闘行為が行われている地域又はそのおそれのある地域への輸送については協力を依頼しないこと。また、協力を依頼した場合、これに係る輸送業務の実施期間中、輸送を行う者に対して、事態の変化等について迅速かつ十分な情報提供を行うこと」といった内容を記載することが考えられる。

問1 基本計画の策定にあたって地方公共団体等の意見を聞くのか

協力要請を行うに際しては、あらかじめ要請を行う相手方と情報交換、調整を行い、できる限り共通の認識を持っておくことが重要と考えている。このため、政府としては、平素から地方公共団体、民間企業等の国以外の者との間で情報交換、意見交換を行いたいと考えており、ご質問や情報提供等を歓迎している。

基本計画の策定段階においても、国以外の関係者に関する事項については、できる限り当該関係者の状況、意見等を反映することが望ましいと考えており、できる限り関係者の意向を聞き、調整を図っていくつもりである。一方で、基本計画については緊急に策定しなければならない状況が想定されるため、例えば閣議決定案の関係部分を事前に地方公共団体に提示するといった形式でのご相談は困難な場合が多いのではないかと考えている。

問2 基本計画の変更がなされる場合、地方公共団体等との関係ではどのような手順が踏まれるのか

基本計画を変更する場合においても、策定の場合と同様、できる限り国以外の者の状況、意見等を反映するよう努めることとなる。

また、既に国以外の者に協力の求め又は依頼を行った後、基本計画の変更がなされる場合においては、これに伴い求め又は依頼の内容が変更される場合も含め、必要に応じて相手方たる国以外の者に所要の連絡を行うことは当然である。

(2) 協力要請について

(略。「関係行政機関の長」の例示。)

問1 協力要請はどのような形式で行うのか

協力要請は、基本的に文書により、可能な限り具体的な協力内容を記載して行うことと考えている。但し、緊急の場合には、口頭等で行うこともあり得るが、要請後速やかに文書により連絡する。

例えば、港湾施設の使用の場合は、船舶名、使用時期、船舶の吃水、長さ等、物資の輸送の場合は、輸送契約の相手方(自衛隊か防衛施設庁か米軍か等を含む)、輸送する物資の概要(おおよその品目と規模、武器・弾薬・兵員の有無)、輸送区間、時期等を可能な限り具体的に明示し、基本的に文書により行うこととなる。

なお、許可権限等についての協力の求めの場合は、実際には、通常、許可等の申請者(例えば米軍、自衛隊)から申請手続に従った申請がなされるのと同時に、関係行政機関の長からの協力要請が発出されることとなる。

問2 協力要請は誰に対して行われるのか

協力要請は、一般的に、国から、協力の実施主体に対して直接行うことが想定される。例えば、港湾施設の使用であれば港湾管理者(地方公共団体の長)、医療であれば医療機関の開設者に対して、要請を行うことが想定される。

他方、第9条第2項の協力依頼については、例えば、複数の市町村や民間企業が協力の実施主体となる場合において、その相互調整を都道府県が実施することにより効率的な協力が期待されるといったケースが考え得る。このような場合には、国が都道府県にも調整を依頼するといったこともあり得ると考えている。

4. 協力を要請された場合の対応

(1) 第9条第1項に基づき協力を求められた場合(略)

問1 許認可について(例えば危険物貯蔵所に係る消防法上の許可について)協力の求めのあった場合、許認可の条件の緩和や処理期間の短縮などが求められるのか



あくまで権限の適切な行使を求めるものであり、法定条件を緩和するような、現行法令を超えた対応を求めるものではない（例えば、消防法上の許可の場合、法令上の許可条件を満たさない申請に対して許可を与えるといったことを求めるわけではない）。また、処理期間についても、協力の求めのあったことを踏まえた迅速な対応を期待するものではあるが、例えば、一定の法定手続がある場合にこれを省略してまで迅速に処理するようなことを求めているわけではない。

問2 公共施設の使用について協力の求めのあった場合、一般的な使用者よりも優先することが求められるのか

協力の求めのあった場合、地方公共団体の長は、求めのあったことを前提として、現行法令に基づき、権限を適切に行使することが期待されるが、必ず協力の求めに係る申請者（例えば、米軍や自衛隊）を優先して、許可を与えないなければならないということではない。

なお、一般的な使用者に既に許可を行っている場合等においても、地方公共団体の長が、一般的な使用者との間で使用時期等の調整を行い、調整が整った場合に、協力の求めに係る使用者に許可を与えるということは考えられる。

問3 米軍による公共施設の使用について協力の求めのあった場合、これにより周辺住民に危害が及ぶと考えられるときは、協力を拒むことのできる正当な理由がある場合に当たるのか

米軍は、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払い、関係法令を尊重すべき地位協定上の義務を負っており、国内の公共施設を使用することそのものにより、周辺住民に直接に危害が及ぶことは想定されない。

なお、米軍による公共施設の使用から生じる周辺住民への影響が協力を拒む正当な理由に当たるか否かは、個々の具体的事例に即して、関係法令に基づき、施設の適正な管理運営を図る観点から合理的に判断されるべきものである。

問4 公共施設の使用について協力の求めのあった場合、使用期間が長期間にわたると考えられるが、協力を拒むことのできる正当な理由がある場合に当たるのか

施設の使用についての協力の求めは、施設の提供とは異なり、長期間にわたって独占的に使用するようなことを求めることは想定していない。

なお、施設の使用許可の申請は、当然、使用期間を特定して行われるものであるから、管理者としては、特定の使用期間に限って許可を行い、その後の許可の更新についてはその時点であらためて判断する、という対応が考えられ、正当な理由に当たるか否かは、個々の具体的事例に即して、関係法令に基づき、施設の適正な管理運営を図る観点から合理的に判断されるべきものである。

(2) 第9条第2項に基づき協力を依頼された場合(略)

問1 公立医療機関・民間医療機関への患者受入について協力の依頼のあった場合、一般患者を排除しなければならないのか

患者受入に係る協力依頼のあった場合、あくまで医療機関側において、自らの判断に従って対応するものであり、一般患者を排除してまで協力に応ずる義務が生ずるわけではない。

問2 公立医療機関・民間医療機関への患者受入について協力の依頼のあった場合、増床しなければ対応ができない場合があると思われるが、どうしたらよいのか

医療法施行規則においては、臨時応急に定員を超過して患者を収容できる旨の仕組みが設けられており、増床しない場合であっても、この仕組みの活用を視野に入れて対応することが可能ではないかと考えている。

また、より広範な地域の医療機関に対して協力依頼を行うことによる対応も可能ではないかと考えている。

問3 米軍の物資の輸送について関係行政機関から国以外の者に対し協力の依頼のあった場合、国以外の者は輸送契約を誰と締結することになるのか

一般に、米軍が物資の輸送を民間業者に委ねるとき、米軍が直接民間業者等と契約を締結する場合と、防衛施設庁が米軍に代わって民間業者等と契約を締結する（防衛施設庁が契約の相手方となる）場合がある。第9条に基づき協力の依頼のあった場合についても、これら両方の場合があり得ると考えられる。

(3) その他(第1項・第2項共通)

問1 協力内容について情報公開することは構わないのか

国以外の者が協力要請を受けて協力を行った場合、その事実につき公表することを禁止するものではない。

他方、協力の内容によっては、これを公表することにより、例えば米軍のオペレーションが対外的に明らかになってしまうといったことも考え得る。このような場合については、必要な期間、公開を差し控えていただくよう、協力要請の段階で、併せて依頼を行うことを考えている。

問2 協力要請に応じない場合、どのように対応したらよいのか

仮に協力の求め又は依頼に応じられない場合には、関係行政機関の長に、その旨御連絡をいただくことが期待される。また、その際、応じられない理由その他の状況をできる限り示していただくことが期待される。

5. 損失に関する財政上の措置

第9条第3項における損失とは、同条第1項に基づく協力の求め又は第2項に基づく協力の依頼に応じて行った協力により生ずるもの、すなわち、かかる協力との間に相当因果関係のあるものをいう。

協力については、通常対価が支払われるものについては、正当な対価が支払われることが前提であるから、損失とは、このような対価をもってもカバーされないような特別な支出ないし負担を意味することとなる。

従って、通常はあまり想定されないものであるが、例えば、以下のようなものが想定され得る。

○米軍・自衛隊による港湾施設の使用に伴い、使用者の故意・過失によることなく、施設が通常の程度を超えて損耗した場合

○物資の輸送につき協力し、保険により填補されない損失が生じた場合

問1、2(略)

問3 地方公共団体の長が自衛隊や米軍の航空機に空港施設の使用を認め、この結果、民間航空機が欠航せざるを得なくなるような場合、欠航に伴う航空会社の損失は第9条第3項の対象となるのか

協力の求めを受けた地方公共団体の長は、権限を適切に行使するものであり、民間航空機が強制的に排除されるようなことは基本的に想定されないため、このような損失は発生しないものと考えている。

なお、民間航空機と自衛隊や米軍の航空機が競合する場合において、民間航空機を強制的に排除するのではなく、国から民間航空会社に対し、第9条第2項に基づき、空港使用時期の変更等について協力依頼することはある。このような場合において、空港使用時期の変更等により民間航空会社に生ずる損失について、第9条第3項に基づき財政上の措置を講ずることは考えられる。

問4(略)米軍艦船についても問3と同様。)

問5(略)

【連絡先】

○内閣安全保障・危機管理室

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03(3581)1966(直通)

FAX:03(3593)2516

○防衛庁防衛局防衛政策課

○外務省北米局日米安全保障条約課

◆← 2ページからづく

の共同提案による声明(2~3ページに全文)を発表し、その後44カ国共同提案による作業文書を提出した。

■議長文書■

実質的論点については、二つの議長文書が提出された。議長文書は、第1部として議長が整理した諸課題を列挙し、第2部として、各国提案のリストを「全体の合意ではない」とした上で列挙した。

5月14日付の最初の議長文書の第1部は、95年の「原則と目標」の7項目に中東決議を加えた8項目(普遍性、不拡散、核軍縮、非核地帯、消極的安全保障、保障措置、中東決議、原子力の平和利用)にわたる計31節であった。これに対して各国代表から様々な意見が出され、議長は5月20日付で改訂版文書を提出した。改訂前と同様の2部構成で、第1部は同じく8項目であるが、計61節にふくらんだ。

この議長文書の扱いについて、フラン

ス、ロシア、米国は、全体で合意がされた部分のみを「準備委員会報告書」に添付することを主張した。しかしこれでは重要な部分はほとんど葬られてしまうに等しいとして非同盟諸国は強く抵抗した。

最終的にアイルランドとニュージーランドが妥協案を提示した。それは、「準備委員会報告書」の中の1節に、議長文書が出されたが合意には至らなかったとする説明書きを加えて、14日付と20日付の両方の議長文書全文(第2部を含む)を添付するという方法であった。

この妥協は成立した。仏、ロ、米などは「この議長文書は2000年会議で何ら特別扱いされるものではない」と解釈している。しかし、核軍縮を進めようとする政府やNGOの立場からは、いかなる形であれ積極的な要素を盛り込んだ文書が2000年に引き継がれたことは評価に値する。機会を改めて、今回の議長文書の中で注目すべき内容を紹介していきたい。(川崎哲) ●

◆← 10ページからづく

ンプ桑江北側部分地主臨時総会、環境調査などの見通しのない返還は認められないと決議。

●6月25日 クリントン大統領、記者会見で、普天間の移設問題で、沖縄サミットまでに米側受け入れ可能な移設案作成を促す。

●6月27日 トライステーションのミッセル中佐の乗用車が対向車線に進入、貨物車に正面衝突。宮城さんは内臓破裂で翌日死亡。

●6月28日 嘉手納飛行場で今月4日に起きたハリアー機の墜落事故で、米海兵隊は飛行を一時停止していたが、飛行訓練を再開。

●6月28日 稲嶺知事、定例記者懇談会で、クリントン大統領発言に関し、「サミットと基地は別」という姿勢を再度示した。

●6月28日 午前、米B・フランクリン級原潜「カメハメハ」がWB接岸。一方、ロサンゼルス級原潜「サンタフェ」午前中沖合停泊、出港。

●6月30日 WBに28日から接岸していた米海軍原潜「カメハメハ」が午前8時45分頃出港。

●7月2日 米海兵隊ハリアーの嘉手納基地常駐問題で、在日米軍(横田)は常駐していないとの見解発表。在沖米海兵隊と食い違い。

●7月2日 午前10時過ぎ、30日に出港したばかりの米海軍B・フランクリン級原潜「カメハメハ」が入港。7月5日午前10時過ぎ出港。

●7月4日 嘉手納基地のF15戦闘機10機と隊員100人、イラク上空監視の「ノーザン・ウォッチ作戦」にあたるために早朝に出発。

◇◇◆◇◇

(参考人)毎日新聞論説委員・重村智計、コリア・レポート編集長・辯真一

●山本一太(自民)●内藤正光(民主)●常田亨詳(自民)●山崎力(参議院の会)●島袋宗康(二ク)●吉岡吉典(共産)●馳浩(自民)●高野博師(公明)●今井澄(民主)●田英夫(社民)

6月7日(月)

[本会議]*HP

●高村正彦(外務大臣): 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定趣旨説明
●本田良一(民主): 日朝関係—KEDO

6月8日(火)

[外交・防衛委員会]

●佐々木知子(自民)●柳田稔(民主)●高野博師(公明)●立木洋(共産)●田村秀昭(自由)●佐藤道夫(二ク): ①事前協議—朝鮮半島有事/核密約②中国海洋調査船の排他的経済水域侵入③日朝関係—日本人拉致疑惑など
●高村正彦(外務大臣): 6月7日本会議提案の協定趣旨説明

6月25日(金)

[本会議]*HP

●小渕恵三(内閣総理大臣): ケルン・サミット報告など●成瀬守重(自民)●柳田稔(民主)●続訓弘(公明)●西山登紀子(共産)●田英夫(社民)●堂本暁子(参議院の会)

6月29日(火)

[外交・防衛委員会]

●森山裕(自民)●佐々木知子(自民)●木俣佳丈(民主)●高野博師(公明)●立木洋(共産)●山崎力(参議院の会)●佐藤道夫(二ク): ペリー報告書、弾道ミサイル防衛構想(TMD)など
△採決: 6月7日本会議、外相提案の協定→承認

6月30日(水)

[本会議]*HP

△採決: 上記外交・防衛委員会承認の協定→承認

◇◇◆◇◇

国会レポート

第145回通常国会

衆議院(1999.5.30~7.3)

参議院(1999.5.30~7.3)

(作成: 佐藤毅彦)

*HPとあるものは、国会図書館のホームページで会議録を閲覧できます。

<http://www.ndl.go.jp>

<衆議院>

6月2日(水)

[外務委員会]

●高村正彦(外務大臣): 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定趣旨説明
●中野寛成(民主)●上原康助(民主)●河野太郎(自民)●東祥三(自由)●赤松正雄(公明)●松本善明(共産)●伊藤茂(社民): 北朝鮮核・ミサイル問題、北東アジア非核地帯構想、核軍縮—外相見解など△採決: 上記外相提案の協定→承認

6月3日(木)

[本会議]*HP

△採決: 上記外務委員会承認のもの。

[安全保障委員会]

●野呂田芳成(防衛庁長官): ①自衛隊法一部改正法案趣旨説明
●西村眞悟(自由)●島聰(民主)●富沢篤紘(公明)●東中光雄(共産)●辻元清美(社民): 自衛隊—尖閣諸島周辺でのプレゼンス、北朝鮮の核・ミサイル問題など

6月4日(金)

[外務委員会]

●高村正彦(外務大臣): 核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書趣旨説明

●木村勉(自民)●川内博史(民主)●藤田幸久

(作成:吉澤庸子、佐久間理絵)

ABM=対弾道ミサイルシステム//CD=ジュネーブ軍縮会議/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NTWD=海軍戦域防衛/START=戦略兵器削減条約/THAAD=戦域高高度広域防衛/TMD=戦域ミサイル防衛/WB=ホワイトピーチ

●6月7日 山崎前政調会長、10日発売の月刊誌「中央公論」の論文の中で北東アジア非核地帯構想の推進などを含む政策ビジョンを明らかに。

●6月7日 韓国と中国、初の軍縮・不拡散協議。中側はTMD構想に強い憂慮表明、韓側は実効性が低いなどの理由で不参加を再確認。

●6月9日 米の北朝鮮政策調整官、先の訪朝結果と政策見直しの現況を議会に公式説明。最終的な報告発表は7月以降の見通し。

●6月10日 米軍、TMD計画の主要兵器の一つであるTHAADミサイルの迎撃実験に初めて成功。過去6回の実験では全て失敗していた。

●6月10日 G8外相会議で総括文書が出される。「不拡散・軍縮」の項では兵器級核関連物質管理の必要性について言及。

●6月15日 英、オランダ、イラクの大量破壊兵器の査察再受け入れと全面協力を条件に、国連の経済制裁を停止する決議案を安保理に配付。米は翌日、おおむね支持を表明。

●6月16日 日米政府、7月中にTMD構想の上層用海上発射のNTWDシステムの共同技術研究の了解覚書を調印することで基本的合意。

●6月18日 小淵首相、米大統領との首脳会談で旧ソ連の核兵器解体に2億円の資金援助を行なう考えを表明。

●6月20日 ケルン・サミットG8宣言発表。兵器級核分裂物質の管理、北朝鮮のミサイル発射への憂慮など。

●6月20日 米口首脳会談。START IIIの予備協議とABM制限条約修正の話し合いを「夏の終わり頃に」始めるで合意。

●6月21日 ロシア下院議長、START IIの批准承認審議は秋の会期に行なうとの見通し示す。

●6月22日 民主党、安全保障基本問題調査会で安保基本政策を了承。北朝鮮の核疑惑・ミサイル問題の解決努力をうたう。(24日正式決定)

●6月23日 米朝高官会議始まる。米による北朝鮮の地下核疑惑施設査察の最終報告が主眼。

●6月24日 米朝高官協議終了。米、北朝鮮に弾道ミサイルの再発射実験自粛を改めて求める。

●6月24日付 パキスタン英字紙、カシミール紛争に関して首相と軍首脳「インドの攻撃に対して核兵器使用も辞さない」方針を確認と報じる。

●6月25日 米国務省、ロシアの大量破壊兵器の廃棄などを支援する「米ロ共同脅威削減プログラム」を2006年まで延長する議会決定書に調印。

●6月25日 CD、作業計画の策定交渉の段階で各国対立、実質的討議できず第二会期終了。

●6月25日 米国務省、先の北朝鮮の核疑惑施設査察の結果を「シロ」と発表。

●6月25日 北朝鮮に関する日米韓国の高官級「調整グループ」の会合始まる。26日、米政策調整官が訪朝時に示した「包括的アプローチ」に北朝

鮮の前向き対応を求める声明を発して閉会。

●6月27日付 スコットランドの英国防省の研究施設に今月始め、反核メンバー3人が侵入、原潜水関連研究施設を破壊していたことが明らかに。

●6月30日 米国防次官補代理、北朝鮮のミサイル発射実験準備を確認。実験すれば「米政策に重大な結果をもたらす」と警告。

●6月30日 KEDOに日本が1,165億円を拠出する協定が参院本会議で可決、承認される。

●7月1日 政府、2002年までに4基を打ち上げ予定の情報収集衛星について具体的な日程を示す。来年度概算要求に数百億円を盛り込む。

●7月2日 米韓首脳会談、北朝鮮のテボドン発射阻止の日米韓の協力、発射強行の場合の共同対処で一致。米朝枢組み合意の意義も強調。

●7月3日 訪朝中の明石康前国連事務次長、北朝鮮外務省がテボドン発射準備完了と述べたことを明らかに。北朝鮮側は人工衛星と主張。

●7月3日 豪首相、北朝鮮との国交正常化に前向きな姿勢。「北朝鮮の孤立化解消がアジア地域の安全保障に貢献」との見方。

●7月3日 外務省幹部、テボドン再発射阻止でKEDO資金支出凍結を改めて示唆。

沖縄

●6月7日 嘉手納基地内でハリアー機が、墜落、炎上した事故で、嘉手納町長、野中官房長官らに会い、原因の徹底究明と再発防止を要請。

●6月7日 WBに米第7艦隊所属のドッグ型揚陸艦フォートマクヘンリーとドック型揚陸輸送艦ダビューケが入港。

●6月8日 ハリアー機墜落事故で、親川知事公室長、在日米軍沖縄調整事務所などに事故の再発防止申し入れ。

●6月8日 在沖米4軍調整官の交代式がキャンプ・コートニーで。米太平洋軍司令部のアール・ヘイルストン中将が就任。

●6月10日 東富士演習場での実弾砲撃本土移転演習で、本隊約120人が施設庁チャーターの民間機で嘉手納基地から横田基地に出発。

●6月11日 米軍用地の強制使用手続きで米軍用地特措法の再改定を含む「地方分権整備法案」が衆院本会議で可決。

●6月14日 米海軍のステーション級原潜「ウイリアム・H・ペイツ」が午後5時前ごろからWB沖合に停泊。午後5時過ぎ、タグボートと接触後、出港。

●6月15日 県議会、臨時議会を開き、「米軍AV-8Bハリアー機の墜落事故に関する意見書」と、「同抗議決議」を全会一致で可決。

●6月15日 象のオリのキャンプ・ハンセン・オストリッチ地区への移設に対し、恩納村議会、反対意見書を全会一致で可決。

●6月15日 ハリアー機の墜落事故で、米軍当局はハリアー機が嘉手納基地に常駐している事実を初めて認めた。

●6月16日 政府系シンクタンクであるNIRA、在沖米海兵隊のはとんどの機能を北海道の苦小牧東部に移転させることを含む報告書明らかに。

●6月17日 日米合同委員会で日本政府からハリアー機事故の原因究明を正式に申し入れ。

●6月18日 小淵首相、ケルン・サミットに先立ってクリントン大統領と会談。大統領、普天間基地の移転問題の進展を迫る。

●6月18日 黄海上の南北朝鮮銃撃戦で、嘉手納基地からF15戦闘機8機、E3早期警戒管制機1機が光州空軍基地に派遣されたことが明らかに。

●6月18日 在沖米海兵隊報道部、米軍は垂直

新刊案内

◆「核兵器廃絶への新しい道——中堅国家構想」

改訂版が本になりました。

著者:ロバート・D・グリーン

訳者:梅林宏道

序文:ジャヤンタ・ダナパラ

(国連事務次長)

発行:高文研/定価:1,300円(十税)

*会員価格、1冊1,000円。郵送料を入れると以下の通り。

1冊+送料(310円)=1,310円

2冊+送料(340円)=2,340円

3冊+送料(380円)=3,380円

4冊+送料(450円)=4,450円

5冊+送料(520円)=5,520円

◆「核軍縮と非核自治体・1999」

監修:梅林宏道、前田哲男

発行:ピースデポ

価格:1,500円

会員価格:1,000円(十送料)

核軍縮の過去1年の動向を伝え、非核自治体への政策提案をおこなうイヤー・ブック。「東京フォーラム」、「新アジェンダ連合」、「非核高知」など最新キーワードが豊富。

離着陸攻撃機AV8Bハリアーを一時的に飛行停止命令を下したと発表。停止期間は不明。

●6月22日 野中沖縄開発庁長官(官房長官)、沖縄全戦没者追悼式に出席するため来県。基地問題とサミット開催とは「別の話」と強調。

●6月23日 今年3月返還された読谷村の嘉手納弾薬庫地区から有害ガドミウム、六価クロムなどが検出されたことが判明。地区は24日に地主に。

●6月24日 読谷村・嘉手納弾薬庫地区の地主への引き渡し説明会で、地主は環境浄化まで受け取りを拒否の意向。

●6月24日 2001年に返還が予定されているキャ

9ページへつづく→◆

ピースデポの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

・会員番号(6桁):会員の方に付いています。

・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。

・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年5,000円)の更新をお願いします。

・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、池田佳代、吳東正彦、坂井正明、佐久間理絵、佐藤毅彦、中田眞里子、西平等、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道